

平成23年 第3回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成23年9月20日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成23年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第70号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第71号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第72号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第73号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第74号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 認定第1号 平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第12号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第13号 平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第75号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第76号 訴訟事件の和解について
- 日程第21 議案第77号 町道路線の認定について
- 日程第22 発議第7号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第80号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)について

(追加分)

日程第24 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第70号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について

日程第2 議案第71号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第3 議案第72号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第4 議案第73号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第5 議案第74号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第6 認定第1号 平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第3号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第4号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第5号 平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第12号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第13号 平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 議案第75号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第76号 訴訟事件の和解について

日程第21 議案第77号 町道路線の認定について

日程第22 発議第7号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第80号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)について

(追加分)

日程第24 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 神 宗紀君
会計管理者兼会計課長 川崎 道雄君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 中野 誠一君
建設課長 中川 忠男君 上水道課長 加來 泰君
下水道課長 古田 和由君 総合管理課長 吉田 一三君
環境課長 永野 隆信君 農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君
商工課長 久保 和明君 学校教育課長 田中 哲君
生涯学習課長 田原 泰之君 監査事務局長 石川 武巳君
清掃センター長 田村 修乃君

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第70号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第70号平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第70号平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修費が主なもので、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第70号平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、椎田漁港の護岸改修工事及び写真等、無断使用についての損害賠償事件和解費用が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第70号平成23年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、東日本大震災で死傷した消防団員への補償費用増加による消防団員等公務災害等補償共済基金分担金臨時分の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 委員長報告終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。これで討論を終わります。

これより議案第70号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第71号

日程第3. 議案第72号

日程第4. 議案第73号

日程第5. 議案第74号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第2、議案第71号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてから、日程第5、議案第74号の平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第74号まで一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第71号から議案第74号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第71号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金等の確定に伴う増額補正、及び平成22年度分精算に伴う国庫負担金への返納額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、平成22年度の保険料収納繰り越しに伴う後期高齢者医療連合負担金の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、一般会計繰入金と前年度繰越金の財源振替が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、公用車購入による増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 日程第2、議案第71号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第72号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。討論ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第73号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第73号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第74号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 認定第1号

議長(田村 兼光君) 日程第6、認定第1号平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 認定第1号平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 次に、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 認定第1号平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 認定第1号平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) これは所管の委員会になるんで非常におかしな話ですが、委員会当時に資料がなく判断材料がなかったので、これも所轄の委員会で社会教育費、150ページの測量設計の委託料です。3,900万何がし書いていますが、これはコミュニティセンター、築城のコミュニティセンターに関しての予算だろうと思います。これをつくること、コマーレの稼働率、これも委員会の後に資料が提出されました。

コマーレの大ホールの稼働率、これは20%を切っています。年間に60件ちょっと、その中の免除を受けて、要するに行政の関連で使われている事業が30件、それと民間が30件、大体半分、これ、2つ入れても稼働率が20%切っています。

こういった理由で、同じような文化会館、旧椎田町、旧築城町に1つずつは要らないという判断と、もう一つ、また逆にこういうものをつくれれば、築城と椎田が、なおさら交わらないような結果になるんじゃないかという理由で反対いたします。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。 反対意見のある方。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 平成22年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の理由を述べます。

私がいつも反対しております、築城基地協賛会負担金及び自衛隊父母会補助金の執行がされております。

また、町税を初め使用料などの累積赤字分をどのようにして減らすかの方策が見えておりません。市民の暮らしが大変な今こそ、黒字分は福祉・教育・復興対策などに使うべきです。

医療費無料化を中学卒業まで拡大など評価できる面もありますが、黒字分は町民生活などの応援に生かすべきですので、この決算の認定については反対いたします。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより認定第1号について採決を行います。認定第1号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 認定第2号

議長(田村 兼光君) 日程第7、認定第2号平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 認定第2号平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 認定第3号

議長(田村 兼光君) 日程第8、認定第3号平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口君。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 認定第3号平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 認定第4号

議長(田村 兼光君) 日程第9、認定第4号平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 認定第4号平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10.認定第5号

日程第11.認定第6号

日程第12.認定第7号

日程第13.認定第8号

日程第14.認定第9号

日程第15.認定第10号

日程第16.認定第11号

日程第17.認定第12号

日程第18.認定第13号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第10、認定第5号平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第13号平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第13号まで一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、認定第5号から認定第13号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 認定第5号平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第7号平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、75歳以上の保険料負担が厳しいとの反対意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第10号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第12号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、料金格差があり料金統一すべきとの反対意見がありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第13号平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案についても、前議案同様の反対意見がありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 日程第10、認定第5号平成22年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、認定第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、認定第7号平成22年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第7号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、認定第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 認定第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の理由を述べます。

委員会でも反対いたしました。平成22年の4月に保険料が改定されました。福岡県は全国で5番目に高く、また、短期発行数は大阪に続いて2番目に多いことは、保険料が全国でも5番目に高いという問題が関連していると思います。

また、広域化で住民の声が全く届かず、制度そのものに反対いたします。

築上町においては、22世帯が短期証になっております。年をとれば、どこかが悪くなり医者にかかるようになります。お金がなくて、我慢してよいよ悪くなって救急車で運ばれる、医療費がかかるという悪循環になります。ですので、私は、この後期高齢者医療特別会計に反対いたします。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより認定第8号について採決を行います。認定第8号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、認定第8号は原案のとおり可決されました。

日程第14、認定第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、認定第10号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第10号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、認定第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第11号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、認定第12号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) これ、委員会でも反対をしましたが、これも一般質問で言ったとおり、こういう合併格差はいまだにあるというのは、もう非常に信じられない話で、合併する以前に、この料金は統一するというのが常識の世界じゃないかと思っています。

また、椎田町においても、僕の知る限り、水道企業団からの水、それと石町の上水道、それから城井川、八津田の水道、これについても、当然、水源が違いますから水をつくる料金が変わってくると思います。それでも1つの会計で均一的な料金、1つの会計、大体、こういう会計3つあるのが、いまだにあるというのが不思議でなりません。

もう早急にこの3つの会計の管を1つにつなぎ、水のネットワークをつくり、一刻も早く料金を統一するのが当たり前だろうと思います。本当に、今までこういうことが許されてきたのが不思議でなりません。よって、この案件については反対をいたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 反対の理由がありませんから賛成します。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより認定第12号について採決を行います。認定第12号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 賛成多数です。よって、認定第12号は原案のとおり可決されました。

日程第18、認定第13号平成22年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 先ほどと同じ理由で反対いたします。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。 これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより認定第13号について採決を行います。認定第13号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(田村 兼光君) 賛成多数です。よって、認定第13号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第75号

日程第20. 議案第76号

日程第21. 議案第77号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第19、議案第75号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21、議案第77号町道路線の認定については、産業建設常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第77号まで一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第75号から議案第77号までの報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第75号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、進出企業の負担の軽減措置を図るための条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号訴訟事件の和解について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号町道路線の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長報告が終わりました。

日程第19、議案第75号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第76号訴訟事件の和解についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第77号町道路線の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第77号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、発議第7号

議長(田村 兼光君) 日程第22、発議第7号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 発議第7号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、4議席削減したばかりで、議員16人での検証もできない状態であり、果たして住民意思の反映ができるのかという反対意見、並びに賛成意見もありましたが、採決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 発議第7号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、定数や報酬など議会改革を踏まえ、もっと時間をかけて検証すべきものとの意見もあって、採決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続まして、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 発議第7号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 委員長報告終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 反対意見のある方。

議員(7番 吉元 成一君) 質疑のある方から反対意見のある方やなくて、1回、質疑切ってください。

議長(田村 兼光君) はい、それはわかりました。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 発議第7号の築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について反対の理由を述べます。

委員会でも反対いたしました。地域状況や人口規模、住民意思の反映ができる範囲内と提案理由はされておりますが、定数を4減の16人で選挙を行ったばかりです。4人減らした検証もできておりません。

また、2人減らすことは、住民の意思の反映ができる範囲とは思えません。経済難を理由にするのならば、身を削る方法もあることを述べて反対の理由といたします。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。有永議員。

議員(6番 有永 義正君) 原案について賛成意見としまして、築上町の平成22年度決算では、経常収支比率88.1%と大分改善していますが、まだ自主財源に乏しく、財政力も非常にまだ低いです。今回は、議員定数の削減についてのみの提案ですが、私は議会改革の根本は、率先して議員は、みずから襟を正し、改革を進めなければ改革ができないと考えていますので、議員定数の2人削減することに賛成の意見とします。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。反対の意見ありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告は総務常任委員会可決、厚生文教及び産業建設常任委員会は否決です。よって、発議第7号は原案について採決を行います。発議第7号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 賛成多数です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第80号

議長(田村 兼光君) 日程第23、議案第80号平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第80号平成23年度築上町一般会計補正予算(第4号)について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第80号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第24、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第24. 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 日程第24、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで、平成23年第3回築上町議会定例会を閉会します。

午前10時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員